ゆなばる 社協だより

第133号

地域のきづな・つながりのある福祉のまちを目指して

フードドライブ贈呈式

与那原中学校

１月 12 日（水）、町社会福祉協議会にてフードドライブ贈呈式が行われました。

今回、初めての試みで与那原中学校の生徒会ボランティア委員会のメンバーが中心となって各クラスに呼びかけを行い、保護者も来校する 12 月 22 日～ 24 日の三者面談期間を利用して校内でフードドライブ活動を行いました。

「困っている人たちのために役立ててほしい」とのみんなの思いで、カゴいっぱいに詰まった食品等が寄贈されました。

これらは、町社会福祉協議会を通して町内の食糧支援を必要としている方々や団体へ提供されます。

食料物資寄贈式

１月 26 日（水）に町役場にて永寶株式会社様と株式会社三倉食品様、株式会社テロワール・アンド・トラディション・ジャパン様、からの食料物資の寄贈式が行われました。

上記企業は、社会貢献事業として、教育・福祉・地域活性化各種問題への支援活動を国内各自治体に対して行っており、今回、困窮世帯への食糧支援として与那原町へご寄付いただくことになりました。今回いただきました食料物資は、町社会福祉協議会で管理し必要としている世帯へ配布いたします。

永寶株式会社様寄付
①米（２ｋｇ）１５００個
②醤油（１４５ｍｌ又は５００ｍｌ）１５００個
③肉（@１０００円）１５００個

株式会社テロワール・アンド・トラディション・ジャパン様寄付
④手延べ素麺（２５０ｇ）１５００個

株式会社三倉食品様寄付
⑤沖縄そば（麺・つゆ）５００個

社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は略して『社協』と呼ばれており、社会福祉法（109条）に基づき、全国の都道府県、市区町村に設置され、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした公共性の高い非営利の民間団体（社会福祉法人）です。ボランティア活動や地域住民による福祉活動を支援し、町民及び民生委員・児童委員、自治会、公私の福祉機関、民間団体、行政等の参加・協力のもと、「地域住民の皆様が住み慣れたまちで安心して暮らすことができるまちづくり」をめざして活動を行っています。

与那原町社会福祉協議会の活動費の財源は主に、運営費（人件費）を町補助金でまかない、事業費等に会員(町民)からの会費や寄付金、共同募金からの助成金があてられています。

編集発行　社会福祉法人　与那原町社会福祉協議会

与那原町字上与那原16番地の２　TEL(098)945-3016/(098)882-9677
FAX(098)946-7970
E-mail:yo-shakyo@leaf.ocn.ne.jp　HP:https://yonabarushakyo.com/

令和３年度　与那原町ゲートボール協会　総会並びに記念大会

令和３年１２月２７日（月）に町観光交流施設ゲートボール場にて与那原町ゲートボール協会　令和３年度総会並びに記念大会を開催しました。

例年であれば６月に開催予定でしたが、度重なるまん延防止等重点措置や緊急事態宣言で１２月末にようやく開催することができました。

町ゲートボール協会ではゲートボールの普及、振興に功績があり、他の模範となる個人団体を表彰しており、今回は特別功労者として３名の方を表彰しました。

総会記念大会優勝　大見武チーム

総会記念大会では大見武チームが見事全勝し優勝を果たしました。準優勝は得失点差の接戦の末、江口チームが勝ち取りました。

今年で第３６回になる総会並びに記念大会ですが、年々参加チームが少なくなっています。町ゲートボール協会は、午前１０時から１２時まで町観光交流施設ゲートボール場で毎日（雨天時と年末年始等を除く）交流試合をしています。ゲートボールに興味のある方は参加してみませんか。

フードパントリーつながりの場

日　時：　3月9日（水）・16日（水）・23日（水）

時　間：　AM10：00～PM7：30

場　所：　与那原町社会福祉センター　１階「たたみの間」

主　催：　与那原町母子寡婦福祉会

食の支援
フードパントリー

子ども達の居場所
つながりの場

学習支援
ゆっくり楽しく学習しよう

相談支援
不安や悩み、相談したい・・・

生理用品の提供
生理用品に困っている・・・

社会全体で子どもを育てよう！

☆　**日本では７人に１人の子どもが貧困状態にあります。**

経済的な困窮だけではなく、「人とのつながり」や「教育・体験の機会」などが奪われ、人生の選択肢を狭めています。貧困状態が続くと子どもたちは生きる力を失い人生の選択肢を奪われ、貧困が連鎖します。貧困の連鎖を断ち切るには、社会全体で子どもを育てる環境を整えていくことが必要です。

生まれ育った環境に関係なく、すべての子どもに等しくチャンスや選択肢が与えられ、頑張ることのできる社会。地域・社会全体で子どもを見守り育てる環境や地域づくりに、あなたもその一人になってみませんか？

☆　**子どもの居場所とは？・・・誰でも参加できます。**

「多様性」「自主性」が居場所づくりのキーワードです。そこに集う子どもたちや子育て家庭のためだけではなく、地域の交流スペースとしての役割を担っていきたい。

子どもにとって
- 遊び、体験できる
- 安心できる
- 食事ができる（おやつがもらえる。）
- 多様な学び（人との交流など）
- 悩みや不安の共有
- 相談や情報提供

保護者にとって
- 孤立の解消
- 食品の支援
- 子育て支援
- 保護者同士のコミュニケーション
- 休憩
- 悩みや不安の共有
- 相談や情報提供

地域のコミュニティにとって
- コミュニティ拠点
- 子どもたちの見守り
- 多世代の交流の場
- 社会参加の場
- シニアの生きがいづくり
- 悩みや不安の共有
- 相談や情報提供

※子どもの居場所づくりには、子どもたちの安心・安全を守るための最低限のルールを除いて「こうあるべき」といったものはありません。

最低限のルール
1. コロナ等感染予防のため、マスクをきちんとつけましょう。
2. 入室の際にアルコール消毒と検温にご協力ください。
3. 体調がすぐれない場合は参加しないようにしましょう。
4. 個人情報保護のため。個人を特定できる情報を口外したり、インターネット上で公開したりしないようにしましょう。（必ず本人か保護者に了解を得ましょう。）

【問い合わせ先】　与那原町社会福祉協議会　与那原町字上与那原１６－２　ＴＥＬ：０９８－９４５－３０１６

令和３年度　社協会員（会費）加入ありがとうございます

社協では会費をはじめ、行政からの補助金・寄付金・共同募金の配分金などの自己財源を活用し地域福祉活動を行っています。多くの皆様が趣旨に賛同して頂き社協活動を交えてくださいますようご協力をお願い申し上げます。
◎本年度も多くの住民の皆様や企業、団体などから社協活動を支える会員として加入いただきました。いただいた会費は地域福祉事業に有効に活用させて頂きます◎

特別会員 一口　10,000 円

（有）アトム印刷	１口
（株）東部電気土木	１口
（株）呉屋建設	１口
（有）儀武組	１口
医療法人正清会　うりずん	１口
（有）沖広販	１口
司法書士法人　きゃん事務所	１口
（株）吉田組	１口
（株）照正組	１口
（株）次郎工業	１口

団体会費 一口　5,000 円

町民生委員児童委員協議会	１口
町障がい者協会	１口
町老人クラブ連合会	１口
町母子寡婦福祉会	１口
町ゲートボール協会	１口
ワークセンター　愛の園	１口
与那原日の出園	１口
コスモス保育園	１口
すみれ保育園	１口
浜田ハピネス認定こども園	１口
与那原ベアーズⅠ	１口
与那原ベアーズⅡ	１口
友愛乳児園	１口
友愛保育園	１口
家庭保育事業きらら	１口
デイサービスとことん	１口
のびるひろば	１口
あすなろ福祉会	１口
おれんじはうす	１口
愛隣園	１口
虹のまほろ場	１口

賛助会員 一口　200 ～ 500 円

東部消防本部組合	40,000 円
南部広域行政組合 東部環境美化センター	3,000 円
町役場職員	93,500 円
町社会福祉協議会	5,500 円

与那原町 ふれあいサロンだより

与那原町役場　福祉課	９４５－１５２５
与那原町社会福祉協議会	９４５－３０１６
与那原町ふれあいサロン	９４５－９６６３

３月の予定表

◎ 毎週 火曜日　11:10～11:45
ちゃーがんじゅう体操

◎ 第１ 火曜日　14:00～15:00
脳活デー（要予約）

◎ 第2･4火曜日　14:00～15:00
保健師相談日

※カラオケ･イベントは今後の感染状況を見ての再開となります。
♪皆様のお越しをお待ちしております♪

楽しく体操
間隔をあけて
ご利用ください

ご利用の際は、
検温、消毒
マスク着用
お願いします。

＼ふれあいサロンにて／

おりがみ、ビーズ、貝細工、その他の手芸は特に曜日は設けていませんので、空いている時間にどうぞ♪
お気軽にお問い合わせください。

手工芸材料のほか、囲碁も準備しています。

パーツが細かいので,メガネを忘れずに！！

＼今月のおすすめ／
（与那原町ものしりクイズ）
ちょっとあいた時間に、与那原町について、チャレンジしてみませんか？
クイズ形式で学べるようになっています。

開所日時：月曜日～金曜日　10:00～15:45（※休所日：土･日･祝　）

～社協日記 Vol.1 ～

与那原町社協ではフードバンク活動として野菜を育てています。夏の時期にはナーベーラーや、ニンジン、バジル、現在はジャガイモを中心にニラを育てています。この活動はボランティアとして与原区の比嘉康江さんが手入れをしてくれて「困っている方への支援なら力になるよ」と取り組んでいます。

特例貸付（緊急小口資金と総合支援資金）の申し込み期間3月末日まで。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、休業や雇止め、解雇等により生活資金でお困りの世帯に対して、２種類の特例貸付（緊急小口資金と総合支援資金（初回））の申し込み期間が令和４年**３月末日**にて終了予定です。

緊急小口資金

- ●貸付上限額：20 万円以内
- ●据 置 期 間：１年以内
- ●償 還 期 限：２年以内
- ●貸 付 利 子：無利子
- ●保　証　人：不要

総合支援資金（初回）

- ●貸付上限額
- ・単身世帯：月 15 万円以内
- ・（2 人以上）世帯：月 20 万円以内
- ●貸付期間：原則３月以内
- ●据置期間：１年以内
- ●償還期間：10 年以内
- ●貸付利子：無利子
- ●保 証 人：不要

お問い合せ
与那原町社会福祉協議会　945-3016

生活福祉資金 教育支援金のご案内

教育支援資金とは、就学に際し必要な費用を貸付するものです。

対象世帯：低所得世帯（生活保護世帯を含む）
●世帯の所得が一定の所得以下（生活保護法に基づく生活保護基準額の 1.75 倍以下）の世帯で、必要な資金について他から融資を受けることができない世帯。
対象学校：高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学
貸付利子：無利子
民生委員・児童委員による援助活動
●申込から返済が完了するまで、地域を担当する民生委員・児童委員が援助活動（相談等のサポート）を行います。

ただし、他の制度が利用できる場合はそちらを優先していただきます !!（他法優先）

●教育支援資金は、日本学生支援機構の給付型奨学金や無利子奨学金、沖縄県国際交流・人材育成財団の高校育英貸与　奨学金などの奨学金制度、または沖縄振興開発金融公庫の教育ローンが利用できずにお困りの世帯を対象としていますので、それらの**奨学金制度等が利用できる場合は貸付できません。**
ただし、奨学金制度を利用される方でも以下の場合はご相談ください。
①奨学金の支給開始までの期間に支払いが必要な場合
②無利子奨学金の借入のみだと学費の支払いに不足が生じる場合

✿ 資金の種類と貸付額、対象経費について ✿

資金種類		貸付限度額	対象経費
教育支援資金	教育支援費	高等学校（専修学校の高等課程を含む） 月 52,500 円 以内	**毎年必要となる費用が対象です。** 授業料、施設設備費、教材費、体育会費、実習費、テキスト・ユニフォーム代、後援会費、通学交通費 など
		高等専門学校・専修学校（専門課程）・短期大学 月 90,000 円 以内	
		大 学　月 97,500 円 以内	
	就学支度費	500,000 円 以内	**入学時のみ必要となる費用が対象です。** 入学金、校友会費、学生保険料、航空費、船賃、引越し費用、敷金・礼金、家財道具購入費 など

ご寄付ありがとうございました

令和３年 12 月 21 日～令和４年２月 21 日受付分

◎香典返し

ご逝去された方々のご冥福を謹んでお祈りいたしますとともにご遺族様のご厚情に対しまして心より感謝申しあげます

氏 名	住所・区名	故人名	金 額
喜舎場　修　様	港	父：喜舎場　朝　祐　様	100,000円
宮　城　信　子　様	江口	夫：宮　城　良　治　様	100,000円